

物品の運送の委託取引(物流特殊指定)に関する確認シート

※裏面の＜記載に当たっての注意事項＞をよくお読みの上、記載してください。

1 あなたの会社 □ 匿名を希望する(以下の会社名、所在地、連絡先の記載は不要。)

| | | |
|-------------------------------------|---|----|
| 会社名 | (代表者名) | |
| 所在地 | 〒 | |
| 連絡先(電話番号) | | |
| 資本金 | 万円 | 必須 |
| 通報の対象となる会社からあなたの会社が委託されている仕事(複数回答可) | <input type="checkbox"/> 運送委託 <input type="checkbox"/> 保管委託 <input type="checkbox"/> その他 | |

2 通報の対象となる荷主

| | | |
|-----|------------------|----|
| 会社名 | □本店 □支店 □営業所 □工場 | 必須 |
| 所在地 | 〒 | 必須 |

3 貨金の引上げの予定 (いずれか1つ)

| | |
|--|----|
| <input type="checkbox"/> [A] 1年内に引き上げるつもり または 引き上げた | 必須 |
| <input type="checkbox"/> [B] いつか引き上げるつもりだが、具体的な予定はない | |
| <input type="checkbox"/> [C] 当面、引き上げるつもりはない | |

4 上記2の荷主から受けた不利益の内容(貨金引上げの阻害要因) (複数選択可)

| | |
|---|----|
| <input type="checkbox"/> 以下以外の内容 | 必須 |
| <input type="checkbox"/> 買いたたき <input type="checkbox"/> 代金の減額 <input type="checkbox"/> 不当な給付内容の変更、やり直し <input type="checkbox"/> 不当な経済上の利益の提供要請 | |
| 通報対象外 | |
| 具体的な内容 | 必須 |

通報
対象

5 この通報についてあなたに連絡させていただきたい場合の連絡先

| | |
|--|----|
| 部署・職氏名 | |
| 連絡先(電話番号) | |
| 荷主にあなたの会社から通報があったことを明らかにしてよいですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ(匿名希望) | 必須 |

※職員記入

| | | | | | |
|-------|----------|-------|--|-------|--|
| 取得年月日 | 令和 年 月 日 | 局署No. | | 台帳No. | |
|-------|----------|-------|--|-------|--|

＜記載に当たっての注意事項＞

この確認シートについて

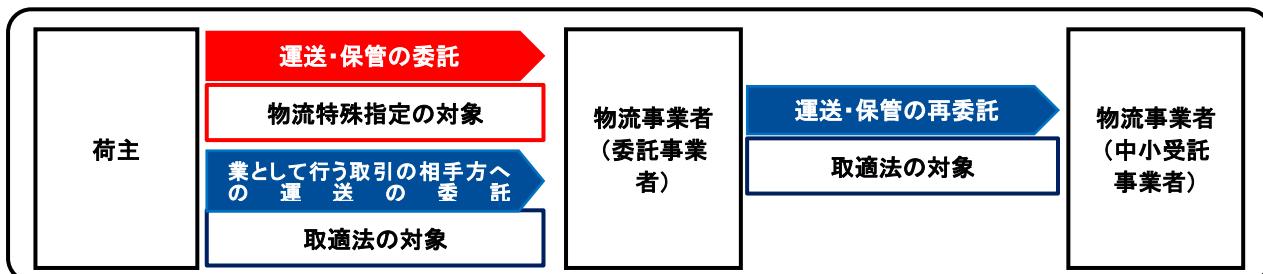
- ① この確認シートは、賃金引上げの阻害要因として「買いたたき」等が疑われるかを確認するためのものです。所定の項目を記入いただいた結果、「買いたたき」等が疑われる場合には、この確認シートをお渡しした労働基準監督署に郵送等によりご提出ください(任意)。
- ② この確認シートに記入された内容に独占禁止法違反の疑いがある場合、あなたにご連絡することなく、労働基準監督機関から公正取引委員会に対して、記入された内容を通報することができます。
- ③ 通報された場合、5に記載された連絡先へ公正取引委員会からご連絡することができます。
- ④ 通報の有無やその後の経過についてお問い合わせいただいても、お答えできません。
- ⑤ この確認シートに記入された内容は、厳重に管理し、公正取引委員会以外の機関等に提供したり、他の用途に使用したりすることはありません。
- ⑥ この確認シートに記載されている「独占禁止法」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号のこと)であり、「物流特殊指定告示」とは特定荷主が物品の運送又は保管を委託する場合の特定の不公正な取引方法(平成 16 年公正取引委員会告示第 1 号)です。

「1 あなたの会社」欄について

- ① 「会社名」「所在地」「連絡先」欄は、あなたが所属する事務所・支店等について記載してください。

「2 通報の対象となる荷主」欄について

- ① 「通報の対象となる荷主」とは、物流特殊指定告示の備考 1 で定める「特定荷主」のことです。物流取引においては、独占禁止法・物流特殊指定告示の対象(特定荷主)と取適法(製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法(昭和 31 年法律第 120 号))の対象(委託事業者)を混同やすいので、あなたが記載しようとしている取引がどちらに該当するか、下図で確認してください。



- ② 「会社名」「所在地」欄は、あなたの会社に不利益を行っている荷主の事務所・支店等について記載してください。

「3 賃金の引上げの予定」欄について

- ① [A]の場合、通報の対象外となります。[B]又は[C]の場合、「4 上記2の荷主から受けた不利益の内容」欄へ進んでください。
- ② 「賃金の引上げ」とは、基本給や各種手当の支給額の引き上げや、新たな手当の支給などにより賃金額が引き上がるなどをいいます。

「4 上記2の荷主から受けた不利益の内容(賃金引上げの阻害要因)」欄について

- ① 上記2の荷主から受けた不利益が買いたたき・代金の減額・不当な給付内容の変更、やり直し・不当な経済上の利益の提供要請のいずれかである場合、具体的な内容も記載してください。
また、これら以外の場合、通報の対象外となります。
- ② 上記2の荷主から受けた不利益の内容については、以下の事例集を参考に、区分に沿って発生時期や状況を含めて、具体的に記載してください。
- ③ 上記2の荷主から受けた不利益の内容が分かる資料(契約書、納品書など)があれば、その写しの添付をご検討ください。

公正取引委員会「物流特殊指定 知っておきたい「物流分野の取引ルール」」

https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/buttokupanfu.pdf



本取組の対象でなくとも、独占禁止法第2条第9項第5号に定める「優越的地位の濫用」の疑いがある場合、以下の「情報提供フォーム」から、公正取引委員会に対して情報提供を行うことができます。

<https://www.jftc.go.jp/soudan/jyohoteikyo/kaitataki.html>

Q20 労務費等の上昇分を取引価格に反映しないことは、優越的地位の濫用として問題か。

